

48. 主要国における重国籍の取扱い

国名	自己志望による外国 国籍取得による自国 籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法		国籍関係法令等	離脱（当然喪失する 場合を含む）の可否
		意思表示	国家の許可		
日本	○			国籍法第11条第1項	可
アメリカ合衆国		○		移民及び国籍法 第301条、349条	可
オーストラリア		○		市民権法 第18条	可
カナダ		○		市民権法 第9条	可
イギリス		○		国籍法 第12条、第13条	可
フランス		○		国籍法 第19条、87条、88条	可
ドイツ	○ (成年者)		○ (未成年者)	国籍に関する法律 第19条、25条、26条 (注) 未成年者はドイツ後見裁判所の離脱の許可を要する。ただし、その両親又は単独の親権者たる一方の親とともに帰化するときはこの限りでない。	可

国名	自己志望による外国 国籍取得による自 国籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法		国籍関係法令等	離脱（当然喪失する 場合を含む）の可否
		意思表示	国家の許可		
イタリア		○		国籍法 外国に帰化しても自動的に喪失しない。 他国籍を有するイタリア国籍者が意思表示 を行い、海外での住民登録の維持又は転出届 の提出により、イタリア国籍を離脱するこ とは可能（外務省回答）。	可
スウェーデン			○	国籍法 第15条	可
スイス			○	国籍法 第42条、43条、44条	可
メキシコ			○	メキシコ憲法第30、32及び37条を改正 する大統領令第30、32、37条 国籍法 第27条、32条	可
中華人民共和国	○			国籍法 第3条、9条	可
韓国	○			国籍法 第15条	可
インド	○			市民権法 9条	可

国名	自己志望による外国 国籍取得による自国 国籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法		国籍関係法令等	離脱（当然喪失する 場合を含む）の可否
		意思表示	国家の許可		
フィリピン		○		帰化等によりフィリピン以外の国の国籍を取得したフィリピン人は、フィリピン共和国法第9225号により、フィリピンの市民権をそのまま保持できる（外務省回答）。	可
インドネシア	○ (成年者)			国籍法 第23条a、第25条 (注) 両親の国籍喪失は、18歳未満又は未婚の子に対して自動的に効力を及ぼさない。	可
シンガポール		○		憲法 第128条、130条、134条	可
アルゼンチン				新市民権法及び帰化法 (注) 外国に帰化してもアルゼンチン国籍は喪失しない。	否
ブラジル				憲法 (注) 国籍の離脱、放棄を認める法令はない。	否

※関係法令等については、令和4年9月時点で確認できたものであるため、現時点において変更されている可能性がある。